

平成20年12月26日

各 位

不動産投資信託証券発行者名	リプラス・レジデンシャル投資法人 東京都港区芝公園一丁目3番12号
代 表 者 名	執 行 役 員 佐 久 間 隆 夫 (コード番号:8886)
資 産 運 用 会 社 名	株式会社ミカサ・アセット・マネジメント
代 表 者 名	代表取締役社長 岡 村 一 郎
問 い 合 わ せ 先	経 営 管 理 部 長 貞 廣 亜 紀 Tel. 03-5425-5600

(訂正) 規約一部変更、役員選任及び会計監査人の選任に関するお知らせ

リプラス・レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成20年12月19日付にて発表いたしました「規約一部変更、役員選任及び会計監査人の選任に関するお知らせ」について、下記の通り記載の一部を訂正いたします。なお、訂正箇所は下線で示しております。

記

1. プレスリリース本文

1) 1 ページ

(訂正前)

1. 規約変更の主な内容及び理由について

(3) 機動的な運用を可能とするため、第10条及び第11条の変更を行うものです。

(訂正後)

1. 規約変更の主な内容及び理由について

(3) 機動的な運用を可能とするため、第11条の変更を行うものです。

2) 2 ページ

(訂正前)

3. 会計監査人の選任について

本投資法人とあずさ監査法人の間での、第5期（平成20年4月1日から平成20年9月30日）に係る投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づく計算書類の監査実施のための監査契約の満了により、監査体制の刷新を行うため、新たに太陽ASG有限責任監査法人との間で第6期（平成20年10月1日から平成21年3月31日）についての監査契約を締結することと致しましたので、本投資主総会において、新たに会計監査人の選任をお願いするものです。

(訂正後)

3. 会計監査人の選任について

本投資法人とあずさ監査法人の間での、第5期（平成20年4月1日から平成20年9月30日）に係る投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づく計算書類の監査実施のための監査契約の満了により、太陽ASG有限責任監査法人を、本投資主総会において、新たに会計監査人に選任することをお願いするものです。

2. 【添付資料】第7回投資主総会招集ご通知

1) 1 ページ冒頭部分

(訂正前)

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

(以下記載省略)

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成21年1月20日(水曜日)午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

(以下記載省略)

(訂正後)

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

(以下記載省略)

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成21年1月20日(火曜日)午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

(以下記載省略)

2) 3 ページ

第1号議案 規約一部変更の件

(訂正前)

1. 規約変更の理由

(3) 機動的な運用を可能とするため、第10条及び第11条の変更を行うものです。

(訂正後)

1. 規約変更の理由

(3) 機動的な運用を可能とするため、第11条の変更を行うものです。

3) 4 ページ

第 1 号議案 規約一部変更の件

(訂正前)

現行規約	変更案
<p>第 1 章 総則</p> <p>第10条 (投資方針)</p> <p>1. ～ 5. (記載省略)</p> <p>6. 本投資法人が取得する資産の組入比率は以下に記載する方針による。</p> <p>特定不動産 (本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。) の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</p> <p>7. ～ 8. (記載省略)</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第10条 (投資方針)</p> <p><u>1. ～ 5. (現行どおり)</u></p> <p><u>6. 本投資法人が取得する資産の組入比率は以下に記載する方針による。</u></p> <p><u>特定不動産 (本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、不動産の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。) の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</u></p> <p><u>7. ～ 8. (現行どおり)</u></p>

(訂正後)

現行規約	変更案
<p>第 1 章 総則</p> <p>第10条 (投資方針)</p> <p>1. ～ 5. (記載省略)</p> <p>6. 本投資法人が取得する資産の組入比率は以下に記載する方針による。</p> <p>特定不動産 (本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。) の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</p> <p>7. ～ 8. (記載省略)</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第10条 (投資方針)</p> <p><u>1. ～ 8. (現行どおり)</u></p>

4) 8 ページ

(訂正前)

現行規約	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第17条 (借入れ及び投資法人債の発行)</p> <p>4. 借入れを行う場合、借入れ先は、租税特別措置法施行令第39条の32の3に規定する適格機関投資家に限る。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第17条 (借入れ及び投資法人債の発行)</p> <p>4. 借入れを行う場合、借入れ先は、租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ(2)に規定する適格機関投資家に限る。</p>

(訂正後)

現行規約	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第17条 (借入れ及び投資法人債の発行)</p> <p>4. 借入れを行う場合、借入れ先は、租税特別措置法施行令第39条の32の3に規定する適格機関投資家に限る。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第17条 (借入れ及び投資法人債の発行)</p> <p>4. 借入れを行う場合、借入れ先は、租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ(2)に規定する機関投資家に限る。</p>

5) 16 ページ

第3号議案 監督役員4名選任の件

(訂正前)

4	塚田清彦 (昭和33年4月5日)	昭和56年4月	株式会社日本長期信用銀行
		平成11年9月	農林中央金庫
		平成13年11月	ジーイーキャピタルリーシング株式会社 事業開発部ディレクター
		平成17年1月	同 執行役員事業開発本部長マネージングディレクター
		平成18年2月	オークツリージャパン株式会社 マネージングディレクター (現任)

(訂正後)

4	塚田清彦 (昭和33年4月5日)	昭和56年4月	株式会社日本長期信用銀行
		平成11年9月	農林中央金庫
		平成13年11月	ジーイーキャピタルリーシング株式会社 事業開発部ディレクター
		平成17年1月	同 執行役員事業開発本部長マネージングディレクター
		平成19年2月	オークツリージャパン株式会社 マネージングディレクター (現任)

6) 17 ページ

第4号議案 会計監査人選任の件

(訂正前)

本投資法人とあずさ監査法人の間での、第5期(平成20年4月1日から平成20年9月30日)に係る投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づく計算書類の監査実施のための監査契約の満了により、監査体制の刷新を行うため、新たに太陽ASG有限責任監査法人との間で第6期(平成20年10月1日から平成21年3月31日)についての監査契約を締結することと致しましたので、本投資主総会において、新たに会計監査人の選任をお願いするものです。

(訂正後)

本投資法人とあずさ監査法人の間での、第5期(平成20年4月1日から平成20年9月30日)に係る投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づく計算書類の監査実施のための監査契約の満了により、太陽ASG有限責任監査法人を、本投資主総会において、新たに会計監査人に選任することをお願いするものです。

以上

* 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
 * 本投資法人のホームページアドレス： <http://www.re-plus-ri.co.jp/>